

空乗第2051号  
平成9年6月9日（制定）  
国空航第3037号  
令和4年3月29日（最終改正）

## 滑空機乗組員飛行日誌の様式及び記入要領

### 第1 飛行日誌の様式

航空法施行規則第44条に基づき、滑空機乗組員の飛行経歴を適正に管理し証明するため、「滑空機乗組員飛行日誌」の標準様式を定めたので、クラブ団体等で独自に飛行日誌を作成する場合は以下の様式に従って作成すること。

1 飛行時間等の記入に先立ち、少なくとも以下の項目について記載又は添付する頁を設けること。

- (1) 写真
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 現住所及び電話番号
- (5) 所属団体
- (6) 操縦練習許可書の番号及び期限
- (7) 既得の技能証明の種類及び番号
- (8) 局地飛行、野外飛行の別に単独飛行の技量認定
- (9) 最初の単独飛行を行ったことの証明

2 少なくとも以下の欄を、1頁又は見開いた両頁の中に横に1行となるように、また左から順に設けること。

- (1) 飛行年月日
- (2) 滑空機の型式
- (3) 滑空機の登録記号
- (4) 離着陸の区間
- (5) 離陸時刻、着陸時刻
- (6) 着陸回数
- (7) 滑空機による時間

- (ア) 飛行時間
  - (イ) 単独又は機長時間
    - (a) ウインチ(自動車)えい航による滑空時間
    - (b) 飛行機えい航による滑空時間
  - (ウ) 同乗教育時間
    - (a) ウインチ(自動車)えい航による滑空時間
    - (b) 飛行機えい航による滑空時間
- (8) 動力滑空機による時間
- (ア) 飛行時間
  - (イ) 単独又は機長時間
    - (a) 動力による飛行時間
    - (b) 滑空による飛行時間
  - (ウ) 同乗教育時間
    - (a) 動力による飛行時間
    - (b) 滑空による飛行時間
- (9) 野外飛行時間
- (10) 操縦教員としての飛行時間
- (11) 補足事項
- (12) 機長または操縦教員の証明
- (13) 操縦教育証明番号

3 前項(6)から(10)について、以下に示す行を設けること。

- (1) 頁の飛行時間及び飛行回数の小計
- (2) 前頁までの飛行時間及び飛行回数の合計
- (3) 飛行時間及び飛行回数の総合計

4 頁の記載について証明する欄を設けること。

5 上記以外の項目を設ける場合は最小限の数とし、判別の容易性に努めること。

6 頁は日本工業規格 A-4 以内の大きさであること。

## 第2 飛行日誌の記入要領

### 1 記入及び証明方法

- (1) 記入には青又は黒のインク又はボールペンを使用すること。また、訂正内容の履歴がわかるようにすること。

(2) 航空法施行規則第44条に定める方法により証明を受けること。

## 2 日誌の各欄の記入要領

### (1) 飛行年月日

アラビア数字で記入すること。

### (2) 滑空機の型式

日本語又はアルファベット等及びアラビア数字あるいは ICAO 型式略号で記入すること。

### (3) 国籍及び登録記号

日本語又はアルファベット等及びアラビア数字あるいは ICAO 型式略号で記入すること。

### (4) 離着陸の区間

日本語又はアルファベット等あるいは ICAO 地点略号で記入すること。

### (5) 離陸時刻、着陸時刻

ローカルタイムを、4 文字のアラビア数字を用いて 24 時間表示で記入すること。  
ただし、これにより難い場合は、協定世界時で記入すること。

### (6) 着陸回数

連続離着陸を含めた回数をアラビア数字で記入すること。

### (7) 滑空機による時間

#### (ア) 飛行時間

滑空機により飛行した時間をアラビア数字で記入すること。

#### (イ) 単独又は機長時間

練習生が単独で滑空機に乗り込んで操縦した時間、又は空乗第 2128 号(平成 6 年 11 月 16 日付)「航空法施行規則別表第二の運用について」第 2 項「機長としての飛行時間」に該当する時間を、ワインチ(自動車)えい航により行った場合は(a)に飛行機えい航により行った場合は(b)にアラビア数字で記入すること。

#### (ウ) 同乗教育時間

練習生が操縦教員又は操縦練習の監督を行う者と共に滑空機に乗り組んで操縦教育を受けた時間を、ワインチ(自動車)えい航により行った場合は(a)に、飛行機えい航により行った場合は(b)にアラビア数字で記入すること。

### (8) 動力滑空機による時間

#### (ア) 飛行時間

動力滑空機により飛行した時間をアラビア数字で記入すること。

#### (イ) 単独又は機長時間

練習生が単独で動力滑空機に乗り込んで操縦した時間、又は空乗第 2128 号(平成 6 年 11 月 16 日付)「航空法施行規則別表第二の運用について」第 2 項「機長としての飛行時間」に該当する時間を、動力を使用して行った場合は(a)に、動力を停止して行った場合は(b)にアラビア数字で記入すること。

(ウ) 同乗教育時間

練習生が操縦教員又は操縦練習の監督を行う者と共に動力滑空機に乗り組んで操縦教育を受けた時間を、動力を使用して行った場合は(a)に、動力を停止して行った場合は(b)にアラビア数字で記入すること。

なお、上級滑空機の操縦技術習得を目的として動力滑空機を用いて連続離着陸の操縦練習を行った場合は、離着陸の一回ごとに1行を使用して記入してもよい。

(9) 野外飛行時間

野外飛行を行った時間又は空乗第2129号(平成6年11月16日付)「野外飛行の解釈及び運用について」に該当する時間をアラビア数字で記入すること。

(10) 操縦教員としての飛行時間

操縦教員として操縦教育を行った飛行時間、又は空乗第2085号(昭和60年8月2日付)「航空法第34条第2項の操縦教育を行う操縦士の最近の飛行経験について」に該当する時間をアラビア数字で記入すること。

(11) 補足事項

訓練科目、レッスン番号、同乗者名等、補足的な事項を日本語又はアルファベット等及びアラビア数字あるいはICAO略語で記入すること。

(12) 機長又は操縦教員の証明

機長として飛行した場合は本人が、操縦教育を受けた場合は操縦教員又は操縦練習の監督を行った者が当該飛行の証明をすること。

(13) 教育証明番号

操縦教員から操縦教育を受けた場合は、操縦教員が操縦教育証明の番号をアラビア数字で記入すること。

(14) 頁の記載について証明する欄

頁内について記載のとおり相違ない旨を前置きして、証明者の氏名を記入すること。

第3 別紙に「滑空機乗組員飛行日誌」の様式の一例を示す。

第4 本通達は平成9年7月1日から施行する。

第5 「滑空機乗組員飛行日誌記入要」(空乗第2077号、平成7年8月30日付)は、平成9年6月30日をもって廃止する。ただし、当分の間、旧様式の「滑空機乗組員航空日誌」を本記入要領に従って使用した場合には飛行経歴として認めるものとする。

附 則(令和2年12月22日 国空航第2175号)

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）  
この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。



氏名

生年月日

住所

電話番号

所属

会員番号

操縦練習 許可書	番 号	期 限

既得の技能証明	番 号	交付年月日

注：「会員番号」はオプションの例として挿入した。

次の単独飛行の技量があることを認める。				
単独飛行の種類	滑空機の型式	技量を認定した日	操縦教員の証明	教育証明番号
局地飛行				
野外飛行				

最初の単独飛行を次のとおり実施したことを証明する。

実施年月日

実施場所

操縦教員の氏名

教育証明番号

滑空記章

FAI国際滑空記章


日本滑空記章


備考

--

注：この頁はオプションの例として作成した。



(8) 動力滑空機による時間					(9) 野外飛行 時間	野外飛行 距離	高 度		(10) 操縦教員としての飛行時間	(11) 準備事項	(12) 機長又は操縦教員の証明	(13) 教育証明番号		
飛行時間	単独又は機畏		同乗教育				離脱高度 又は 動力停止高度	最高高度						
	動 力	滑 空	動 力	滑 空										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:					--					
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										
回	回	回	回	回			備考			回	回	回		
:	:	:	:	:										
回	回	回	回	回										
:	:	:	:	:										
:	:	:	:	:										

注：「高度」及び「野外飛行距離」の欄については  
オプションの例として挿入した。